諮問番号：令和５年度諮問第２０号

答申番号：令和５年度答申第３９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年８月１６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

平成２７年８月２８日（原文ママ）に男性の処分庁の担当ケースワーカー（以下「ケースワーカー１」という。）が、自分の都合だけで審査請求人の家庭訪問をした際に、審査請求人は同月１０日に交通事故（以下「本件交通事故」という。）に遭ったことを伝えたにもかかわらず、保険金収入があれば保護費の返還が生じる旨の説明がなかった。

この時にいろいろと説明を受けていたら、弁護士探しなどしなくてよかったと思う。最初に説明するのが、ケースワーカーの仕事だと思う。

保険金収入が収入認定されると聞いたのは、平成３１年２月５日に女性の処分庁の担当ケースワーカー（以下「ケースワーカー２」という。）からである。しかも、審査請求人から尋ねて返還金が生じることを聞いた。

本件交通事故に遭う前から、審査請求人は、処分庁の担当の方に体の調子が悪く、電話をかけてこられても出られないことがあることや体の調子が良いときに直接出向くことを伝えていた。審査請求人は、本件交通事故の後も、病院で薬（本件交通事故の薬とその前の薬）などももらっていたので、副作用などで体の調子が悪いと説明していた。処分庁は、わかっているものだと思っていた。

以上により、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が平成３１年４月２４日に本件交通事故による自賠責保険金（２，２４０，０００円）（以下「本件保険金」という。）を受領したため、同日以降に支給した保護費のうち８，０００円を超えた額（２，　　２３２，０００円）については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、法第６３条に基づき返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の６答（３）のとおり、自動車事故の場合、自賠責保険は、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになり、後遺障害、死亡に対する保険金については、それぞれ障害認定日、死亡日を資力の発生日ととらえることとされている。

本件についてみると、審査請求人が受領した本件保険金の領収書（以下「本件領収書」という。）には、「平成２７年８月１０日発生の交通事故〔本件交通事故〕に関し、相手方から受領した自賠責保険金（１２級相当・損害賠償金の一部）として」と記載されていることから、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号。以下「自賠法」という。）第１３条第１項及び自動車損害賠償保障法施行令（昭和３０年１０月１８日政令第２８６号。以下「施行令」という。）第２条第１項に照らし、審査請求人が受領したのは、本件交通事故に係る後遺障害に対する自賠責保険〔金〕と推認できる。

後遺障害に対する自賠責保険の資力発生日は障害認定日とするべきところ、処分庁は、審査請求人が受領した本件保険金の内訳が不明であるとして、その受領日を資力発生日としていることが認められる。

当該処分庁の判断は、問答集問１３の６答（３）と取扱いを異にするものの、障害認定日など遡及した日を資力発生日とせず、実際に本件保険金を受領した日を資力発生日とすることは、審査請求人に不利益となるものとは認められないことから、本件審査請求において本件処分を取り消すべき理由には相当しない。

（３）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）エ（イ）のとおり、保険金その他の臨時収入については、その額が世帯合算額８，０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

また、次官通知第８の３（３）のとおり、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額は収入として認定しないこととされている。なお、当該自立更生のための用途に供される額の認定については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和３８年課長通知」という。）第８問４０のとおりである。

さらに、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとされている。

本件処分に係る収入は、交通事故に係る自賠責保険金であるところ、審査請求人の自立更生のためにあてられる額を収入から除き、そのうえで月額８，０００円をこえる額を審査請求人の収入として認定し、収入として認定した額と資力発生日以降に支給した保護費との対比を行い算定した返還額から、さらに自立更生に係る費用を控除したうえで法第６３条に基づく要返還額を決定することとなる。

本件についてみると、処分庁は、審査請求人から保険金を受領する旨の報告を受けて以降、再三に渡り、保険金の内容を確認できる書類の提出を促すとともに、全額返還になるかどうかは書類を確認してみないとわからず、書類の提出がないと控除できなくなること、自立更生のための書類を提出することを伝えたことが認められる。

しかし、審査請求人がこれらの処分庁からの指示に応じた形跡はなく、審査請求人が受領した自賠責保険金から８，０００円を控除した額を審査請求人の収入として認定し、資力発生日以降に支給した保護費と対比を行ったうえで算定した返還対象額について自立更生に関する考慮を行うことなく、全額の返還を求めることとした処分庁の判断は致し方なかったと言わざるを得ない。

以上のとおり、本件処分に取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和５年１０月１９日　　諮問書の受領

令和５年１０月２４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月７日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１１月７日

令和５年１１月２７日　　第１回審議

令和５年１２月　１日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答：令和５年１２月８日付け○○保生第８２７号。以下「処分庁回答」という。）

令和５年１２月２０日　　第２回審議

令和６年　１月２５日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（３）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）自賠法第１３条第１項は、「責任保険の保険金額は、政令で定める。」と定めている。

（５）施行令第２条第１項は、「法〔自賠法〕第１３条第１項の保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者１人につき、次のとおりとする。」と定め、別表第２は、等級１２級の後遺障害に該当する保険金額を２，２４０，０００円と定めている。

（６）次官通知第８の３（２）エ（イ）は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（（３）のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額８，０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）次官通知第８の３（３）は、収入として認定しないものの取扱いを定め、そのオにおいて、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と記している。

（８）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第　２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の２（４）は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとすること。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

（９）昭和３８年課長通知第８の問４０答は、局長通知第８の２（３）及び（４）にいう自立更生のための用途に供される額の認定基準について示し、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。（後略）」とし、次に掲げるものとして、

（１）（略）

（２）（１）に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア　当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

イ　当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ　当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

エ　当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

オ　当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

（ア）から（エ）（略）

カ　当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額

キ　当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額

ク　当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ　当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自賠法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ　当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

サ　当該経費が次官通知第８の３の（３）のクの（イ）にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、昭和３８年課長通知第８の問５８の２の２（１）から（６）までのいずれかに該当し、昭和３８年課長通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

シ　厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額

（３）成年後見人、保佐人、補助人の申立てや報酬のために必要な経費。ただし、この取扱いに当たっては、自立更生計画の策定を要しないこととする。

なお、昭和３８年課長通知は、処理基準である。

（１０）平成２４年課長通知１（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を示し、③は「当該収入が（中略）〔次官通知）第８の３（３）に該当するものにあっては（中略）〔昭和３８年課長通知〕第８の４０の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）」とし、④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示されており、そのただし書きにおいて、「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。（ア）いわゆる浪費した額（中略）（イ）贈与等により当該世帯以外のために充てられた額（ウ）保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

（１１）問答集問１３の５は、法第６３条に基づく返還額の決定について、「答（２）しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。なお、次〔次官通知〕第８の３（５）に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。」とし、控除して差し支えない額としてアからオを示し、エは、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。①いわゆる浪費した額　②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額　③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額」と記している。

（１２）問答集問１３の６答（３）は、自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合の考え方について、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。（中略）自動車事故の場合は、保険の種類や保障内容により異なるが、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して（中略）〔自賠法〕により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになり、後遺障害、死亡に対する保険金については、給付事由が発生したことにより当然に受領できるものであるため、それぞれ障害認定日、死亡日を資力の発生日ととらえることとなる。（後略）」と記している。

（１３）問答集問１３の２３答（２）は、法第６３条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合について、「保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第６３条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。これを具体的な例に当てはめてみると（中略）生命保険の入院給付など、次第８の３の（２）のエに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算８，０００円以内の額は返還対象から除外することとなる。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２１年１２月１８日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

（２）平成２７年８月２７日、ケースワーカー１は審査請求人の自宅を訪問した。

審査請求人が、同月１０日に本件交通事故に遭遇し、○○○○○○を損傷し、現在週２回程度リハビリに通っている旨、治療費は相手方の保険で支払われている旨を報告したところ、ケースワーカー１は、怪我の治療に専念すること及び何かあれば処分庁に連絡するように伝えた。

その後、ケースワーカー１が同年１１月２６日及び平成２８年３月１８日に審査請求人の自宅を訪問したところ、審査請求人は、本件交通事故の治療費は相手方の保険会社が支払っている旨を報告した。

（３）平成３１年２月５日、審査請求人が、処分庁を訪問し、本件交通事故に係る保険金が入る旨を報告したところ、ケースワーカー２は、保険金を受領した場合、本件交通事故の発生日から保険金を受領した月までに受給した保護費を上限として、法第６３条に基づき保護費を返還しなければならない旨を説明した。

これに対して、審査請求人は、本件交通事故の当時、法第６３条についての説明がなかったので返還することに納得がいかないと述べたが、ケースワーカー２が説明を繰り返したところ、審査請求人は、保険金を受領したら処分庁に報告することを了承した。

（４）令和元年５月１４日、審査請求人は処分庁に架電し、本件保険金が入金されたので報告のため訪問したいが、体調が悪いので回復次第連絡の上訪問する旨申し出た。

（５）令和元年７月２５日、審査請求人は処分庁に架電し、体調不良で連絡ができなかったが、体調が回復したら必ず本件保険金の入金について報告のため訪問する旨申し出た。

（６）令和元年９月２日付けの処分庁からの審査請求人宛の送付状には、同年８月中に何度か電話連絡し、留守番電話にメッセージを入れたが返答がなかったとして、本件保険金について確認したいので、同月６日までにケースワーカー２に連絡してほしい旨が記載されている。

（７）令和元年９月１９日、審査請求人が、処分庁を訪問し、本件保険金である２，２４０，０００円を４月半ば頃に保険会社から現金で受け取ったとして、本件保険金が入った封筒を持参したため、ケースワーカー２は、現金を受け取ることはできないこと、返金方法は納付書であること等を説明した。

ケースワーカー２が、本件保険金に関する書類等はないのかと尋ねたところ、審査請求人は、領収書を一枚発行されただけでそれをどこに置いたか忘れたので後日提出する旨述べた。

審査請求人は、本件交通事故に遭った当時、ケースワーカー１から法第　６３条に関する説明が無かったことに今も納得していない旨述べた上で、本件保険金は一旦持ち帰り、納付書が発行されるまで大切に保管し、一括返済する旨述べた。

（８）令和元年１２月１２日付けのケース記録票には、「（主）〔審査請求人〕来所。１２月分の保護費を受給。（中略）〔本件保険金〕の領収書を紛失したため、現在保険会社に再発行依頼をしているとのこと。（中略）〔本件保険金〕に関し、どうしてもケースワーカーに聞いて欲しいことがあるので、近々予定を空けてほしいと言っていた。」と記載されている。

（９）令和２年４月２日、審査請求人は処分庁を訪問し、本件領収書を提出した。本件領収書には、「￥２，２４０，０００　ただし、平成２７年８月１０日発生の交通事故に関し、相手方から受領した自賠責保険金（１２級相当・損害賠償金の一部）として。平成３１年４月２４日　お名前（中略）〔審査請求人〕」と記載されている。

また、同日のケース記録票には「事故に遭った３年前に、当時の担当ケースワーカー〔ケースワーカー１〕から法第６３条に関する説明が無かったため、補償金〔本件保険金〕を返済しなければならない事に未だに納得いかないが（中略）分割返済を申請し、毎月返還しますとのこと。」と記載されている。

（１０）令和２年４月６日、ケースワーカー２が、審査請求人の自宅を定期訪問した際 、本件保険金の領収書を速やかに再度再発行依頼し、提出するよう指導した。

（１１）令和２年７月２２日、ケースワーカー２が、審査請求人の自宅を定期訪問した際 、本件保険金の領収書の提出について確認したところ、審査請求人は、保険会社に何回も連絡を入れているがつながらないので、新型コロナで会社を休みにしているのかもしれないが、必ず領収書をもらい提出する旨述べた。

（１２）令和２年１１月４日、処分庁は、審査請求人に対し、再三本件保険金の内訳等が分かる領収書等の提出を求めているが提出されず、本件領収書では保険会社が分からないため、全銀行に法第２９条に基づく照会を行い、その後、保険会社にも法第２９条に基づく照会を行う旨を決定した。

（１３）令和３年１月６日付けの某銀行からの回答書（以下「銀行回答書」という。）には、平成２７年９月９日から平成２９年４月１４日までの間に某保険会社（以下「Ａ保険会社」という。）から審査請求人の口座に１０回送金されたことが記載されている。

（１４）令和３年３月１日付けで、処分庁は、Ａ保険会社に対して、銀行回答書に記載されている１０回の支払の内訳等及び本件交通事故の発生日、支払総額、振込完了日等について回答を求める照会文書を送付した。

（１５）令和３年３月１１日付けのＡ保険会社の回答には、本件交通事故についてＡ保険会社が支払った保険金の内訳として、審査請求人の口座に送金した１０回の交通費等及び医療機関等に支払った治療費等の内訳が記載されている。

（１６）令和３年３月１６日付けで、処分庁は、Ａ保険会社に対して、審査請求人が平成３１年４月２４日に受領した 本件保険金について、後遺障害の認定日を教えてほしい旨の照会文書を送付した。

（１７）令和３年３月２３日付けのＡ保険会社の回答には、後遺障害に関しては、審査請求人の代理人弁護士（以下「代理人弁護士」という。）が被害者請求をしたため、Ａ保険会社では把握していない旨が記載されている。

（１８）令和３年３月２６日、処分庁の担当者が代理人弁護士に架電したところ、代理人弁護士は、弁護士には守秘義務があるため審査請求人から守秘義務解除の申し出がない限り話すことはできない旨述べた。

後刻、審査請求人は処分庁に架電し、ケースワーカー１に本件交通事故のリハビリに行くこと、保険金が入ることは伝えていたが、返還の話がなかったにもかかわらず、あとから全額返還対象になると聞いて納得ができない旨述べた。

これに対して、同日のケース記録には、処分庁の担当者の発言として「全額返還になるかどうかは書類を確認してみないとわからない。書類をだしてもらわないと控除できるものもできなくなる。今手元に書類があるのであればすべて提出するよう伝えた。４月の保護費は窓口払いなので、４月１日に持参するとのこと。」と記載されている。

（１９）令和３年４月１日、審査請求人が処分庁を訪問し、本件領収書の記載内容の他宛先として代理人弁護士の名前が印字された領収書を提出した。

同日のケース記録票には、「（前略）〔審査請求人〕の言い分としては返還対象になることは（中略）ケースワーカー１に聞いてない。そっちの落ち度なのに全額返還とかありえない。（中略）返還したくない。＜ケースワーカーより＞気持ちはすごく分かるが（中略）〔処分庁〕としては、返還決定します。返還金額については相談にのる。としか言えない。不服申立てするのも法テラスで相談して訴えを起こすにしても、返還決定を打たなければなにもできない。この領収書以外に金額に対する内訳があるのであれば提出するよう伝える。ないのであれば２，２４０，０００円で返還決定します。と伝えた。（中略）自立更生のための資料も提出するよう伝えた。」と記載されている。

　（２０）令和３年８月３日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件保険金の収入に係る取扱いについて検討した。

同日の議事録には、経過の欄に①平成２７年８月１０日、審査請求人が　職業訓練へ向かう途中、信号のない交差点で加害者の運転していた車と自転車に乗っていた審査請求人の間で接触事故（本件交通事故）があり、審査請求人は靭帯を損傷する怪我を負った旨、②平成３１年４月２４日に自賠責保険金（１２級相当・損害賠償金の一部）として２，２４０，０００円（本件保険金）を受領した旨、③本件保険金を受領したとして、令和元年９月１９日に審査請求人が現金を持参したが、挙証資料の提出がなく当時返還決定ができなかった旨、④ケースワーカー２が挙証資料の提出を再三指示していたが審査請求人から提出がなく、処分庁が金融機関及びＡ保険会社に法第２９条に基づく調査を実施した結果、代理人弁護士が被害者請求を担当していたことが判明した旨、⑤代理人弁護士に本件保険金の内訳、後遺障害の認定日を確認したが、守秘義務違反にあたるので答えられない等の返答であったため、現時点では本件保険金の挙証資料が本件領収書のみとなっている旨が記載されている。

続いて、結論の欄には、⑥本件保険金に関しては、損害賠償金は事故発生日、後遺障害保険金は後遺障害認定日を資力の発生日とし、次官通知第８の３（２）エ（イ）により月額８，０００円を超える額を返還決定すべきであるが、入金された２，２４０，０００円のうち、いくらが損害賠償金に相当し、いくらが後遺障害保険金に相当するのか区別できない状態となっているため、返還決定にあたっては、入金日（平成３１年４月２４日）以降に支給した保護費を返還の対象として２，２３２，０００円を返還決定する旨、⑦自立更生費については、令和３年４月１日に提出するよう伝えているが提出がないため考慮しない旨が記載されている。

また、審査請求人に係る扶助額積算表には、令和元年５月から令和３年８月までの保護費の合計支給額（以下「本件保護費合計額」という。）として、「支給額　３，１１３，７００」と記載されている。

（２１）令和３年８月１６日付けで、処分庁は審査請求人に対して、法第６３条に基づき２，２３２，０００円の返還を求める本件処分を行った。

本件処分の通知書の決定理由の欄には、「平成３１年４月２４日（中略）〔審査請求人〕に交通事故による自賠責保険金（１２級相当・損害賠償金の一部）として２，２４０，０００円の収入があったため、平成３１年４月　　２４日以降に支給した保護費〔本件保護費合計額〕のうち８，０００円を超えた額２，２３２，０００円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので保護に要した費用を返還する旨定めた生活保護法第　６３条に基づき返還決定します。」と記載されている。

（２２）令和３年８月２４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（２３）当審査会が処分庁に対して、令和３年３月２６日と同年４月１日に処分庁が審査請求人に対して自立更生のための免除について具体的にどのように説明したのかを質問したところ、処分庁回答には、①両日のケース記録の記載のとおりであり、説明の内容を示す資料は他にない旨、②当時の処分庁の担当者の記憶している限りのやりとりとして、ⅰ）令和３年３月２６日、処分庁の担当者が審査請求人に通院時に支弁した交通費や湿布、包帯等の医療費の明細が分かるものや治療に際して自主的に購入したものがあればその領収書や明細書の提出を指示し、それらが自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものに該当するか検討できる旨説明した旨、ⅱ）令和３年４月 １日、審査請求人から弁護士費用にも使ったとの申し出があったので、弁護士費用も自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものに該当するか検討できる可能性があるため、費用の分かる領収書を提出するよう指示し、そのほか、本件交通事故によって必要となり購入した物品等があれば、領収書や明細等全て提出するよう指示し、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものに該当するか検討できる旨説明した旨、ⅲ）その後、審査請求人からは領収書等の提出がなく、申し出等もなかった旨、が記載されている。

３　判断

（１）前記１（３）のとおり、法第６３条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条が、返還額について被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内とし、返還額の上限となる金額を規定する一方、返還すべき額の算定方法を具体的に規定していないのは、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関たる処分庁の合理的な裁量に委ねるべきとの趣旨によるものと解するのが相当である。

もっとも、保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき処理基準を定めている。

前記１（６）、（７）の次官通知、同（８）の局長通知及び同（９）の昭和３８年課長通知は、収入の認定の取扱いについて、法の基本原理（法第１条及び第４条第１項参照）及び法第６３条の解釈として合理的なものであるといえる。

また、費用返還の行政実務では、前記１（１０）の平成２４年課長通知及び同（１１）、（１２）、（１３）の問答集が参照されている。

（２）本件についてみると、平成３１年４月２４日、審査請求人が本件交通事故に係る本件保険金を受領したため、同日以降に支給した保護費のうち８，　　０００円を超えた額（２，２３２，０００円）については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、法第６３条に基づき返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（３）まず、本件保険金に係る要返還額の算出について検討する。

前記１（１２）の問答集問１３の６答（３）のとおり、自動車事故の場合、自賠責保険は、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになり、後遺障害、死亡に対する保険金については、それぞれ障害認定日、死亡日を資力の発生日ととらえることとされている。

前記２（９）のとおり、審査請求人が受領した本件領収書には、「平成　　　２７年８月１０日発生の交通事故に関し、相手方から受領した自賠責保険金（１２級相当・損害賠償金の一部）として」と記載されていることから、前記１（４）及び（５）に照らし、本件保険金は、本件交通事故に係る後遺障害に対する自賠責保険であると推認できる。

そして、後遺障害に対する自賠責保険の資力発生日は障害認定日とするべきところ、本件領収書には障害認定日は記載されておらず、また前記２　　（１８）のとおり代理人弁護士からも聞き取ることができなかったことから、前記２（２０）のとおり、処分庁は、審査請求人が受領した自賠責保険金のうちいくらが損害賠償金に相当し、いくらが後遺障害保険金に相当するのか区別できない状態になっているとして、本件保険金の受領日を資力発生日としていることが認められる。

かかる処分庁の判断は、問答集問１３の６答（３）と取扱いを異にするものの、審査請求人にとって不利益な取扱いになるものではないことから、本件審査請求において本件処分を取り消すべき理由には当たらない。

また、前記２（２０）のとおり、審査請求人が本件保険金を受領した日（資力発生日）から本件処分までの審査請求人の保護費の支給額の合計である本件保護費合計額は３，１１３，７００円であることから、処分庁が返還対象額とした２，２３２，０００円は、本件保護費合計額を下回るため、返還対象額の全額を要返還額とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）次に、処分庁が要返還額の全額を本件処分の返還額と決定したことについて検討する。

前記１（７）、（８）のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、要返還額から返還を控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額としては、前記１（９）の課長通知第８の問４０答において示されている。

本件において、処分庁が審査請求人に対し、自立更生に要する費用について説明したかについては、前記２（１９）、（２０）のとおり、ケース記録に「全額返還になるかどうかは書類を確認してみないとわからない。書類をだしてもらわないと控除できるものもできなくなる。」、「自立更生のための資料も提出するよう伝えた。」等の記載がある。

しかしながら、具体的にどのような説明を行ったのかが判然としないため、当審査会から処分庁に質問を行ったところ、前記２（２３）のとおり、処分庁は、上記ケース記録以外の資料はないとしつつ、当時の処分庁の担当者の記憶として、一定の説明を行ったことを具体的に記載し、かかる説明に対してその後、審査請求人から領収書等の提出はなく、申し出等もなかった旨回答する一方で、審査請求人から反論はなされていない。

そうすると、処分庁が、審査請求人に対して自立更生のための書類を提出するよう説明を行ったにもかかわらず、審査請求人は、処分庁からの求めに応じなかったと見ざるを得ない。

したがって、処分庁が要返還額について自立更生に係る控除の考慮を行わず、本件処分において、要返還額の全額の返還を決定したことが著しく妥当性を欠くとはいえない。

（５）審査請求人は、本件交通事故についてケースワーカー１に伝えたにもかかわらず、保険金収入があれば保護費の返還が生じる旨の説明がなかったとして、本件処分の取消しを求める旨主張する。

確かにケースワーカー１が、返還金についての説明を本件交通事故の発生当初から審査請求人に行っていたら、本件処分に至るまでにこのようにかなりの期間を要することもなく、また、審査請求人は資力発生日以降の保護費の返還処分に応じたのではないかと思料される。

しかしながら、本件処分が、あくまでも法令及び処理基準等に照らしてなされたものである以上、かかる処分庁の対応を理由に本件処分を取り消すことはできず、審査請求人の主張は採用できない。

（６）以上のとおり、処分庁が、本件保険金から８，０００円を控除した額を返還対象額として認定した上で、返還対象額が本件保護費合計額よりも少額であることから、返還対象額の全額を要返還額とし、要返還額について自立更生に係る控除を行わず、本件処分において、要返還額の全額の返還を決定したことに、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子